

## プロポーザル募集要項

我孫子市公募型プロポーザル実施要綱（平成20年告示第24号）に基づき、次のとおり募集します。

### 1. 業務概要

(1) 業務名 五本松運動広場整備基本計画策定業務委託（以下、「業務」という。）

(2) 業務概要 五本松運動広場にサッカー場兼ラグビー場等を整備するための基本計画を策定する。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 業務実施の留意点

本プロポーザルにより特定された企画提案書等の提案内容が、実際の業務にそのまま採用されるものではない。

### 2. 業務内容の詳細

「五本松運動広場整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。我孫子市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードしてください。

### 3. 参加資格

(1) 参加者（本プロポーザルに参加する者をいう。以下同じ。）は単独企業であること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された事務所であること。なお、一級建築士事務所登録簿に登録された事務所であることが分かる資料を提出すること。

(3) 募集開始の日から起算して過去10年以内に元請として、面積1ha以上の運動公園又は総合グラウンドの整備に係る基本計画策定業務を受託した実績があること。なお、受注実績が確認できる契約書（鑑）の写し、業務完了が確認できる資料の写し及び業務内容が確認できる資料等を提出すること。また、テクリスの登録がある場合は、その写しを提出すること。

(4) 管理技術者等は、次の要件を満たすこと。

ア 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく建設部門（都市及び地方計画）若しくは総合技術監理部門（建設：都市及び地方計画）に登録された「技術士」の資格を有するものを1名配置すること。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

イ 照査技術者は、技術士法に基づく建設部門（都市及び地方計画）若しくは総合技術監理

部門（建設：都市及び地方計画）に登録された「技術士」の資格を有するものを1名配置すること。なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

ウ 管理技術者及び照査技術者は、参加者の組織に所属していること。

※「管理技術者」とは、我孫子市委託契約書約款第2条における「業務主任技術者」で、業務の技術上の管理を行うものをいう。

※「照査技術者」とは、業務で作成された図書や資料など業務プロセスの主要なポイントの品質チェックを行うものをいう。

(5) 参加に対する制限は、次のとおりとする。

ア 参加者が提出できる企画提案書は、1点のみとし、同じ参加者からの重複参加は認めない。

イ 参加者は我孫子市から本プロポーザルについて直接又は間接的に支援を受けることはできない。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

(7) 募集開始の日から結果の公表の日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置又は我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(8) 結果の公表の前日6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

(11) 募集開始の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。

(12) 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

#### 4. 参加手続等

(1) 発注課（事務局）及び提出先

〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子1684番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

電話 04-7185-1111（内線70-851）

FAX 04-7185-1760

E-Mail abk\_bunka@city.abiko.chiba.jp

(2) プロポーザルのスケジュール (予定)

内容	日時等 (予定)
募集開始、我孫子市ホームページ掲載 (募集要項等)	令和5年4月3日 (月)
質問書の受付期間	募集開始日から令和5年4月14日 (金) まで
質問書の回答 (我孫子市ホームページ掲載)	令和5年4月21日 (金)
企画提案書等の提出期限	令和5年4月25日 (火)
第1次審査 (書類審査) 期間	令和5年4月26日 (水) から 令和5年5月2日 (火) まで
第1次審査結果通知	令和5年5月8日 (月)
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和5年5月22日 (月)
第2次審査結果通知 (我孫子市ホームページ掲載)	令和5年5月29日 (月)

(3) プロポーザル募集要項等の交付

ア プロポーザルに関する募集要項等は、次に掲げるところによる。

- (ア) 業務に係るプロポーザル募集要項
- (イ) 業務内容の詳細を示す仕様書及び添付図面
- (ウ) 提出書類各様式

イ 交付方法

我孫子市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードしてください。

(4) 質疑

ア 質疑の受付

募集開始の日の午前9時から令和5年4月14日 (金) 午後5時までの間に、事務局あてに様式5「質問書」をメールにて提出すること。なお、本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等に関する提出書類及び基本計画業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は、受け付けない。また、メール送信後、事務局あてに受信確認すること。

イ 質疑への回答

令和5年4月21日 (金) 午後1時までに我孫子市ホームページの入札・契約情報に掲載する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年4月25日 (火) 午後5時まで (必着)

イ 提出先 前記 (1) 事務局あてに提出すること。

ウ 提出方法 一般書留又は簡易書留により郵送すること。

なお、持参又は他の方法は不可とする。

封筒の表面に「プロポーザル関係書類在中」と朱書きすること。

エ 提出部数 様式1～7 (様式5を除く) : 8部

※1部のみ正本とし、他7部は写しを可とする。

※様式に添付する資料等は別冊とし、どの様式の添付資料が分かるように  
インデックス等で仕切り1部提出すること。

見積書：1部

#### オ 提出書類

No	提出書類	様式
1	企画提案書兼誓約書	様式1
2	参加者の概要	様式2
3	同種業務の実績一覧表（企業の評価）	様式3
4	管理技術者の経歴等（参加資格、技術者の評価）	様式4-1
5	照査技術者の資格等（参加資格）	様式4-2
6	業務の実施方法等に対する提案	様式6
7	第2次審査出席者届	様式7
8	見積書	任意様式

#### カ 業務の実施方法等に対する提案

提案のテーマは、次のとおり。

テーマ1	本業務の取組方針及び執行体制等について 本業務を執行するに当たっての取組方針、実績面及び技術面におけるPR等について記載すると共に、業務執行体制や業務管理体制などについて、表又はフロー図等を用いて分かりやすく示すこと。
テーマ2	業務執行にあたっての基本的な考え方について 五本松運動広場にサッカー場兼ラグビー場等を整備する本業務において、課題になると考えられる事項等を想定した上で、業務執行に当たっての基本的な考え方を具体的に記載すること。（フロー図、イメージカット等の使用可）
テーマ3	事業手法の比較検討及び選定の実施方法について 仕様書の6（6）事業手法の比較検討及び選定について、業務の進め方、実施手法及びその内容などを具体的に示し提案すること。
テーマ4	本業務における独自提案について 仕様書に定めのない業務内容で、基本計画の策定に際し、市にとって有益となる独自の考えがあれば提案すること。
テーマ5	五本松運動広場整備に向けた独自提案について 本業務終了後における整備に向けて、市にとって有益となる独自の考えがあれば提案すること。 なお、本業務終了後に参加者が何らかの形（実施設計業務やCM業務など）に係ることによって、市にとって有益になる考えがあれば合わせて提案すること。

(6) 参加辞退について

企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。なお、提出先及び提出方法は、前記（5）イ及びウに準ずる。

(7) 第1次審査の結果通知

提出された企画提案書等については、業務に係るプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により書類審査を行い、郵送により参加者全員に審査結果を書面で通知する。なお、第2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングへの参加を求める参加者に対しては、書面の送付前に、あらかじめ電話又は電子メールで連絡する。

(8) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うこととし、実施の詳細については、第1次審査通過者に書面で別途通知する。
- イ 出席者は、3名以内とする。
- ウ 配置予定の管理技術者は、事務局がやむを得ないと認めた場合を除き、必ず出席すること。
- エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用することとし、提出した企画提案書以外の資料を使用した場合は、失格とする。
- オ プレゼンテーションは、15分以内で実施することとする。なお、プロジェクターを使用し説明することも可能とする。プロジェクターを使用する場合のパソコン、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、機材の不具合、故障等が生じても事務局は一切の責任は負わない。
- カ 参加者が各自でパソコン及びプロジェクターを用意することも認めるが、機器の設置、接続等は、説明時間に含むものとする。
- キ ヒアリングは、15分以内で実施することとする。なお、選定委員会委員からの質疑に対して応答する形式とする。

(9) 第2次審査の結果通知

第2次審査の結果については、選定委員会による審査に基づき、参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果については、我孫子市ホームページの入札・契約情報に掲載する。

## 5. 参加者の審査と選定

(1) 参加者の審査と選定の概要

ア 方式 公募型プロポーザル方式

イ 審査方法

選定委員会による2段階方式で審査を実施する。

(ア) 第1次審査：書類審査

(イ) 第2次審査：プレゼンテーション及びヒアリング

ウ 受託予定者の特定

選定委員会の選定結果をもとに、上位3者を特定する。

## (2) 選定委員会の構成

受託予定者の特定に係る審査及び選定は、選定委員会が実施する。選定委員会は、我孫子市職員5名で構成し、その内訳は発注主管部課のほか、市の施策の企画を統括する課の職員、土木及び建築について専門的な知識や経験を有する職員、事業に係る職員とする。

## (3) 参加者の審査

参加者の審査は次の方法により実施する。なお、すべての審査において評価基準表は、別表1のとおりとする。

### ア 第1次審査（非公表）

(ア) 第1次審査は、書類で評価を行い、第2次審査への参加を求める参加者5者程度を選定する。ただし、参加者が5者に満たない場合は、選定委員会が選定数を決定する。

(イ) 第1次審査の最低基準点：60点

### イ 第2次審査（非公表）

(ア) 第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、第1次審査での評価をもとに再評価を行う。なお、第2次審査の結果で第1順位者、第2順位者及び第3順位者を選定する。

(イ) 第2次審査の最低基準点：60点

※第2次審査の実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や社会情勢により、書面による質疑回答のみとする場合がある。この場合は、改めて参加者に通知することとする。

## (4) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 第1次審査を通過した参加者が、第2次審査に参加しなかった場合

イ 本プロポーザルの募集開始後、選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた場合

ウ 企画提案書等を提出した参加者が、提出日から契約締結の日までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 第2次審査に正当な理由なく遅刻、欠席した場合

キ 本募集要項3に示す「参加資格」を欠くこととなった場合

ク 見積書の価格が、本募集要項6「プロポーザル参加報酬及び委託金額等」に示す「予定価格」を超えている場合

ケ その他本募集要項の定めに違反すると認められた場合

## (5) 受託予定者の選定

第2次審査実施後の受託予定者の選定は、次のとおり行う。

ア 評価基準表に基づく、選定委員会の審査の結果、評価点の合計点数が60点以上の参加者を合格者とする。

イ 合格者のうち評価点の高い事業者を第1順位者、第2順位者から第3順位者まで選定する。

ウ 審査、選定に関する不服申立ては、一切受け付けない。

(6) 契約の締結

契約の締結は、次のとおり行う。

ア 市は、第1順位者と契約締結交渉を行う。

イ 第1順位者との契約交渉が不調となった場合には、第2順位者、第3順位者の順に契約交渉を行う。

ウ 契約書及び約款は、原則として市規定のものを用いること（市ホームページ>事業者向け情報>入札・契約>契約・入札制度>契約書様式等に掲載）。

6. プロポーザル参加報酬及び委託金額等

本プロポーザル参加に係る報酬及び業務に係る委託金額等は、次のとおりとする。

(1) プロポーザル参加報酬

プロポーザル参加に係る報酬は、無償とする。

(2) 委託金額

次の予定価格以下で受託者の見積額とする。

予定価格	11,320,000円（税抜き）
------	------------------

(3) 契約保証

業務の契約金額が1,000万円以上の場合、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第143条第2項及び第3項各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

7. 作成方法

(1) 企画提案書兼誓約書（様式1）

参加者の欄は、主たる営業所又は受任事務所について記入し、代表者印又は受任者印を押印すること。

(2) 参加者の概要（様式2）

ア 備考欄をよく確認し、参加者情報、直近決算の経営状況及び職員の状況を記入すること。

イ 一級建築士事務所登録番号を記入し、一級建築士事務所登録簿に登録された事務所であることが分かる資料を添付すること。

ウ 参加資格である受注実績の業務名を記入し、受注実績が確認できる契約書（鑑）の写し、業務完了が確認できる資料の写し及び業務内容が確認できる資料等を提出すること。また、テクリスの登録がある場合は、その写しを提出すること。

エ ISOの取得状況の有・無について記入し、認証証明書（登録証）の写しを添付すること。

オ 有資格者数の資格は、技術士法に基づく建設部門の技術士及び総合監理部門の技術士の

合計を記入すること。なお、1名の職員が複数の技術士の資格を有する場合は、いずれか一つの資格を保有するものとして記入すること。

カ 職員及び有資格者は、正職員とする。

(3) 同種業務の実績一覧表（企業の評価）（様式3）

ア 同種業務は、面積2ha以上の運動公園又は総合グラウンドの整備に係る基本計画策定業務とする。なお、同種業務は元請としての受注実績に限る。

イ 同種業務の実績は、業務完了年月が募集開始の日に近いものから順番に3件まで記入すること。また、記入した業務については契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び業務内容が確認できる資料等を提出すること。なお、テクリスの登録がある場合は、その写しを提出すること。

ウ 官公庁からの受注実績がある場合は、加点して評価する。

エ 同種業務の実績として判断できない場合は、当該実績は無しとして評価する。

(4) 管理技術者の経歴等（参加資格、技術者の評価）（様式4-1）

ア 参加資格である技術士法に基づく建設部門（都市及び地方計画）若しくは総合技術監理部門（建設：都市及び地方計画）について記入すること。また、資格を証する資料（登録証明書の写し等）、直接的かつ恒常的な雇用を証する資料（健康保険被保険者証等の写し。ただし、健康保険被保険者証を提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分が見えないようにマスキングを施すこと。）を添付すること。

イ 同種業務は、面積2ha以上の運動公園又は総合グラウンドの整備に係る基本計画策定業務とする。なお、同種業務は参加者が受注し業務完了した業務で、管理技術者が携わった業務に限る。

ウ 同種業務の実績は、業務完了年月が募集開始の日に近いものから順番に3件まで記入すること。記入した業務については契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、業務内容が確認できる資料及び管理技術者がその業務に携わった事が分かる資料等を提出すること。また、テクリスの登録がある場合は、その写しを提出すること。

エ 官公庁からの受注実績がある場合は、加点して評価する。

オ 同種業務の実績として判断できない場合は、当該実績は無しとして評価する。

(5) 照査技術者の資格等（参加資格）（様式4-2）

参加資格である技術士法に基づく建設部門（都市及び地方計画）若しくは総合技術監理部門（建設：都市及び地方計画）について記入すること。また、資格を証する資料（登録証明書の写し等）、直接的かつ恒常的な雇用を証する資料（健康保険被保険者証等の写し。ただし、健康保険被保険者証を提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分が見えないようにマスキングを施すこと。）を添付すること。

(6) 業務の実施方法等に対する提案（様式6）

ア 業務の実施方法等に対する提案

A4またはA3判片面1枚以内でまとめるものとし、テーマについての提案内容を記載する。なお、テーマ1つにつき、1枚作成し、テーマ番号を記入すること。

イ 記入要領



(ア) 提案は、文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。用紙は、A4判は縦使い、A3判は横使いで文字は横書きとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。ただし、図表中の記載は、この限りではない。

(イ) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

(7) 第2次審査出席者届（様式7）

第2次審査の出席者は3名以内とし、出席者を記入すること。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席できるのは、届け出た者とする。

(8) 見積書（任意様式）

本業務の見積書を代表者印又は受任者印を押印し、封かんの上1部提出すること。

(9) 作成枚数・提出部数

ア 各様式の作成枚数は、1枚とする。ただし、様式6「業務の実施方法等に対する提案」はテーマごとに1枚作成すること。

イ 様式1から様式7（様式5を除く）までをホチキス等で綴じて冊子にまとめ、8部提出すること。なお、様式に添付する資料等は別冊とし、どの様式の添付資料か分かるようにインデックス等で仕切り、1部提出すること。

## 8. その他

(1) 使用言語等について

使用する言語は、日本語（名称に関する部分を除く）、通貨は、日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(2) 提出書類等について

ア 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとし、市は無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。

イ 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。

ウ 企画提案書等は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に限り、複製を作成することがある。

エ 企画提案書等の提出後における、企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、企画提案書等に記載した管理技術者及び照査技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができないこととする。

オ 企画提案書等は、返却しない。

カ 企画提案書等は、市がプロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合、公表することがある。

キ 市から受領した資料は、市の許可なく公表、転載又は引用することはできない。

(3) 情報の公表について

第2次審査の結果であるプロポーザル結果表については、特定された者及び特定されなかった全ての者の名称及び評価点を原則公表する。ただし、選定委員会において、特別な理

由により特定されなかった者の名称を公表しないと決定したときは、この限りではない。

(4) その他

ア 仕様書は、受託予定者特定に当たり、本業務における市の考えをまとめたものであり、契約締結時に市及び受託者が協議の上、必要に応じて内容を変更できるものとする。

イ 受託者は、契約に係る履行の全部又は市が仕様書などの設計図書等で指定した主要な部分若しくは概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任し、又は、請け負わせることは、原則禁止とする。

なお、付随的な業務や補助的な業務の再委託については、文書による申請と市の承諾を受けること。

本業務の主要な部分は、仕様書 6 業務内容に示す業務とする。

別表 1

## 評 価 基 準 表

評価項目		評価基準	評価点
企 業 の 評 価	有資格者数	有資格者数を評価する	
	総売上高	総売上高を評価する	
	流動比率	流動比率を評価する	
	ISO 取得	ISO9001 及び ISO14001 の取得状況を評価する	
	業務実績	同種業務の実績件数を評価する	
技 術 者 の 評 価	管理技術者の 技術力	同種業務の実績件数を評価する	
提 案 書 の 評 価	企画提案	テーマ 1 本業務の取組方針及び執行体制等について評価する	
		テーマ 2 業務執行に当たっての基本的な考え方について評価する	
		テーマ 3 事業手法の比較検討及び選定の実施方法について評価する	
		テーマ 4 本業務における独自提案について評価する	
		テーマ 5 五本松運動広場整備に向けた独自提案について	
その他	見積書	見積価格を評価する	
評価点合計			100

## 【留意事項】

- (1) 有資格者数の資格は、技術士法に基づく建設部門の技術士及び総合技術監理部門の技術士を評価する。なお、1名の職員が複数の部門の技術士の資格を有する場合は、いずれか一つの資格を保有するものとして算定する。また、有資格者は正職員とする。
- (2) 同種業務は、面積2ha以上の運動公園又は総合グラウンドの整備に係る基本計画策定業務とする。また、企業の評価の同種業務は元請としての受注実績に限る。さらに、技術者の評価の同種業務は参加者が受注し業務完了した業務で、管理技術者が携わった業務に限る。
- (3) 提案書の評価の評価点の算定方法は、次に示す5段階により評価し点数化する。各評価項目の評価点については、選定委員会の各委員が評価項目ごとに評価を行い、各委員の評価点の平均値を算出する。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- A 高い 評価点×100%
- B AとCの間 評価点×75%
- C 中程度 評価点×50%
- D CとEの間 評価点×25%
- E 低い 評価点×0%